

## 青森県後期高齢者医療広域連合パブリックコメント制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 青森県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の政策形成過程における公正と透明性の向上を図り、住民参加型の広域連合の運営を推進していくためパブリックコメント制度を導入することとし、この要綱において、当該制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント制度」とは、広域連合の基本的な政策の立案を行う過程において、当該立案の趣旨、内容その他必要な事項を住民等に公表し、それらに対して提出された住民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、住民等の意見に対する広域連合の考え方を公表する一連の手続（以下「本手続」という。）をいう。

### (対象)

第3条 本手続の実施対象となる広域連合の計画及び基本方針等（以下「基本方針等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 広域計画並びに広域連合の施策の基本方針及び基本的な事項を定める計画の策定又は変更
  - (2) 前号に掲げるもののほか、広域連合長が本手続の実施が必要と認めるもの
- 2 広域連合長は、前項各号に掲げる基本方針等について、本手続を行うことが、本手続を行うことに要する時間、費用等の面から明らかに合理性を欠くと認められるときは、本手続を行わないことができる。

### (公表の時期)

第4条 広域連合長は、基本方針等についての最終意思決定を行う前の適切な時期に、当該基本方針等の案を公表するものとする。

### (公表の方法)

第5条 広域連合長は、基本方針等の案の公表に当たっては、関係資料及び関連情報を併せて公表するよう努めるものとし、その案と公表する関係資料及び関連情報（以下「公表資料」という。）を広域連合事務局及び広域連合構成市町村の後期高齢者医療制度担当窓口へ備え付けるとともに、広域連合のホームページに掲載する等広く住民等に基本方針等の案が周知されるよう努めなければならない。

- 2 公表する内容が相当量に及ぶ場合は、活用する公表方法すべてにおいて、案及び公表資料全体を提供する必要はないが、案及び公表資料全体の入手方法を明確にしておかなければならない。

### (意見の提出)

第6条 広域連合長は、提出期間、提出方法及び提出先等住民等が意見を提出するに当たって必要な事項を、基本方針等の案の公表の際に明示するものとする。

- 2 前項の提出期間は、おおむね1月程度とする。なお、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 3 住民等の意見の提出方法は、郵便、電子メール、FAX及びその他広域連合長が適切と認める方法とする。
- 4 広域連合長は、住民等が意見を提出するに当たっては、原則として、意見を提出する住民等（以下「意見提出者」という。）の氏名又は名称及び住所又は所在地を明記させるものとし、意見提出者の氏名・名称その他の属性に関する情報を公表することを予定している場合には、当該基本方針等の案を公表する際に、その旨を明示しなければならない。

（意見の処理）

第7条 広域連合長は、提出された意見を考慮して、基本方針等について意思決定を行うものとする。

- 2 広域連合長は、提出された意見及びこれに対する考え方を公表しなければならない。  
また、提出された意見を考慮した結果、当該基本方針等の案を修正した場合には、その修正の内容及び理由を公表しなければならない。
- 3 広域連合長は、提出された意見の中に、個人又は法人等の権利利益を害するおそれがある情報等、公表することが不適切と判断される情報が含まれている場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 広域連合長は、本手続を実施したにもかかわらず基本方針等を立案しないこととした場合には、その旨（別の基本方針等の案について改めて本手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）を速やかに公表しなければならない。
- 5 公表の方法については、第5条の規定を準用する。

（実施状況の公表）

第8条 広域連合長は、本手続の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本手続について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。